

(遵守事項)

第9条 検査員は、立入検査に際し次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 業者の業務遂行に支障のないよう配慮すること。
- (2) 検査に際し知り得た情報等の秘密を保持すること。

(検査結果の報告)

第10条 検査員は、検査実施後遅滞なく知事に検査結果を報告するものとする。

(立入検査後の措置)

第11条 検査員は、検査終了後、必要と認められる場合は指示又は指導を行う。なお、是正が必要と認められるときは、法第41条の規定による指導、助言及び勧告を行い、法第28条又は第29条に規定する場合に該当するときは法第28条又は第29条の規定による処分を行う。

(検査の拒否に対する措置)

第12条 検査員は、検査の拒否、妨害又は忌避があったとき、その他検査の実施が困難であると認めるときは、直ちに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(関係機関との連携)

第13条 立入検査は、特に必要がある場合においては、警察等の関係機関との連携を図り実施するものとする。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。

公 告

熊本県公告第796号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成14年10月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡西合志町大字須屋字群窪 2695 番 34 の一部
4,625.31 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池郡西合志町大字御代志 868 番地
上林工業株式会社

熊本県公告第797号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成14年10月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡大津町大字引水字前鶴 200 番 1 の一部及び同 201 番 1
4,953.21 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
埼玉県さいたま市宮原町二丁目 19 番 4 号
株式会社しまむら

熊本県公告第798号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成14年10月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字馬水字西原 62 番 3
487.62 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上益城郡益城町大字惣領 1464 番地 4
住田 文代